

## 新宿区大規模な分譲マンションの短期売買の抑制に係る要請に関する実施要領

7 新首都計第 1 2 3 1 号  
令和 8 年 3 月 2 4 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新宿区大規模な分譲マンションの短期売買の抑制に係る要請に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画の届出書)

第 2 条 要綱第 3 条第 1 項の別に定める書面は、短期売買の抑制対策に係る計画の届出書（第 1 号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

(協議結果の届出書)

第 3 条 要綱第 5 条第 1 項の別に定める書面は、短期売買の抑制対策に係る協議結果の届出書（第 2 号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

(履行状況の届出書)

第 4 条 要綱第 6 条の別に定める書面は、短期売買の抑制対策に係る履行状況の届出書（第 3 号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

(変更の届出書)

第 5 条 要綱第 7 条の別に定める書面は、短期売買の抑制対策に係る変更の届出書（第 4 号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。